

特別養護老人ホーム中通アネックス

負担限度額認定区分別料金表 事業所番号：0590100640

令和3年8月1日改定

第1段階	介護保険 1割負担	算定加算 合計	介護職員処遇改善加算 (8.3%上乘せ) 特定処遇改善加算 (2.7%上乘せ)	食費	居住費	日額合計	30日合計
要介護1	661	127	874	300	820	1,994	59,820
要介護2	730		951			2,071	62,130
要介護3	803		1,032			2,152	64,560
要介護4	874		1,111			2,231	66,930
要介護5	942		1,187			2,307	69,210

第2段階	介護保険 1割負担	算定加算 合計	介護職員処遇改善加算 (8.3%上乘せ) 特定処遇改善加算 (2.7%上乘せ)	食費	居住費	日額合計	30日合計
要介護1	661	127	874	390	820	2,084	62,520
要介護2	730		951			2,161	64,830
要介護3	803		1,032			2,242	67,260
要介護4	874		1,111			2,321	69,630
要介護5	942		1,187			2,397	71,910

第3段階①	介護保険 1割負担	算定加算 合計	介護職員処遇改善加算 (8.3%上乘せ) 特定処遇改善加算 (2.7%上乘せ)	食費	居住費	日額合計	30日合計
要介護1	661	127	874	650	1,310	2,834	85,020
要介護2	730		951			2,911	87,330
要介護3	803		1,032			2,992	89,760
要介護4	874		1,111			3,071	92,130
要介護5	942		1,187			3,147	94,410

第3段階②	介護保険 1割負担	算定加算 合計	介護職員処遇改善加算 (8.3%上乘せ) 特定処遇改善加算 (2.7%上乘せ)	食費	居住費	日額合計	30日合計
要介護1	661	127	874	1,360	1,310	3,544	106,320
要介護2	730		951			3,621	108,630
要介護3	803		1,032			3,702	111,060
要介護4	874		1,111			3,781	113,430
要介護5	942		1,187			3,857	115,710

第4段階	介護保険 1割負担	算定加算 合計	介護職員処遇改善加算 (8.3%上乘せ) 特定処遇改善加算 (2.7%上乘せ)	食費	居住費	日額合計	30日合計
要介護1	661	127	874	1,445	2,006	4,325	129,750
要介護2	730		951			4,402	132,060
要介護3	803		1,032			4,483	134,490
要介護4	874		1,111			4,562	136,860
要介護5	942		1,187			4,638	139,140

特別養護老人ホーム中通アネックス
負担限度額認定区分別料金表

○負担割合2割

令和3年8月1日から

第4段階	介護保険 2割負担	算定加算 合 計	介護職員処遇改善加算 (8.3%上乘せ) 特定処遇改善加算 (2.7%上乘せ)	食費	居住費	日額合計	30日合計
要介護1	1322	254	1,750	1,445	2,006	5,201	156,030
要介護2	1460		1,902			5,353	160,590
要介護3	1606		2,064			5,515	165,450
要介護4	1748		2,222			5,673	170,190
要介護5	1884		2,373			5,824	174,720

○負担割合3割

第4段階	介護保険 3割負担	算定加算 合 計	介護職員処遇改善加算 (8.3%上乘せ) 特定処遇改善加算 (2.7%上乘せ)	食費	居住費	日額合計	30日合計
要介護1	1983	381	2,624	1,445	2,006	6,075	182,250
要介護2	2190		2,853			6,304	189,120
要介護3	2409		3,097			6,548	196,440
要介護4	2622		3,333			6,784	203,520
要介護5	2826		3,560			7,011	210,330

*料金改定があれば、随時料金表を改定させていただきます。

算定加算

1. 体制加算

- ・看護体制加算（Ⅰ）イ : 12 単位
- ・看護体制加算（Ⅱ）イ : 23 単位
- ・夜勤職員体制加算（Ⅱ） : 46 単位
- ・科学的介護推進体制加算Ⅱ : 50 単位/月
- ・介護職員処遇改善加算 : 8.30%
- ・特別処遇改善加算 : 2.70%
- ・日常生活継続支援加算 : 46 単位

2. 実施加算

- ・療養食加算 : 6 単位/回

負担限度額基準

負担段階	対象内容
第1段階	生活保護受給者又は世帯全員が住民税非課税世帯かつ老齢福祉年金受給者
第2段階	世帯全員が住民税非課税世帯かつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下
第3段階①②	①世帯全員が住民税非課税世帯かつ本人年金収入等80万円超120万円以下 ②世帯全員が住民税非課税世帯かつ本人年金収入等120万円超